

産業構造審議会 知的財産分科会 弁理士制度小委員会
「弁理士制度の見直しの方向性について（案）」
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
総論			
2. 平成26年改正弁理士法の施行状況			
1	・ 7ページの図表の「n」は何を意味しているのですか？ ・ 7ページの図表の回答は複数選択を許しているのですか？	nは回答者数を意味します。 また、回答は複数選択を許容していますので、その点を図表中に明記しました。	匿名
2	・ 13ページの（5）の4行目、5行目の法律番号について： 3ページの（3）の2行目等の法律の法律番号も記載したほうがよいと思います。	御指摘のとおり修正いたしました。	匿名
3	・ 16ページの（オ）の表の項目の一部が赤枠線に隠れているので判読できません。	御指摘を踏まえ、赤枠線を修正いたしました。	匿名
4	・ 18ページの西暦に元号を併記したほうがよいと思います。	本文中の西暦については、御指摘のとおり併記いたしました。一方、図中の西暦については、全てに元号を併記すると冗長となることから、他の図と同様に西暦のみとさせていただきます。	匿名
3. 平成30年改正弁理士法の施行状況			
5	・ 22ページの脚注4の「0.6」は回答者がひとりだけであったことを意味していると理解してよろしいですか？	御理解のとおりです。回答者数181名に対して1名のため0.6%となります。	匿名
4. 知的財産をめぐる環境変化			
6	・ 25ページの2行目「（2025年）」について： 他の箇所の元号にも西暦を併記したらどうですか？	全ての箇所に併記すると冗長となることから、原案のとおりとさせていただきます。	匿名

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 26ページの図表の横軸は「年」、「年度」のどちらですか？ ・ 26ページの図表のクレジットの「主要国」は「主要国等」のほうがよいと思います。「EU」は「国」ではないから。 ・ 26ページの図表の「アメリカ」は「米国」のことですか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「年」です。図表中にも明記しました。 ・ 御指摘のとおり「主要国等」に修正いたしました。 ・ 「米国」のことです。図表中も修正いたしました。 	匿名
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 26ページの最下行から上に2行目「以下、」は「以下」のほうがよいと思います。22ページの7行目の例と同様に。 	御指摘のとおり修正いたしました。	匿名
5. 取り組むべき課題			
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 28ページの図表の「2018年」は原文では「平成30年」です。 	御指摘のとおり修正いたしました。	匿名
各論 第1章 中小企業への対応			
I. 中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化			
10	<p>(1) 全般 「中小企業への対応」の中で、「中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化」の必要性を取り上げている点を評価します。 今後具体的対策が議論され、実行されることを期待します。</p>	本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	団体
11	<p>(2) コンサルティング業務の知識・能力について 報告書（案）には「一般的に、コンサルティングに必要な能力は実務経験を通じて習得されるものであると考えられている。」（第32頁）との記述とともに、これを前提にして、どのようにすれば実務経験を積む機会が得られるか、いろいろな意見が出ております（第32頁）。 「コンサルティング能力は実務経験を通じて習得される」という点については、全く同感であり、座学を受けただけで「コンサルティング業務ができる」と謳うことのないよう、すなわち、一定の実務経験を経て謳うことができるように、何らかの歯止めを検討する必要があると考えます。</p>	本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。	団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
12	<p>(3) 外国出願に関する知識・能力について 中小企業と弁理士とのかかわりは、現状、出願代理が圧倒的に多い状況です。その中でも外国出願が増えてきております。外国での権利取得に関しては、弁理士試験で問われることのない各国での実務知識が必要となります。さらに外国で権利取得するにあたっては、日本での権利取得に比べて高額な費用がかかるため、できるだけ効率的な権利取得が求められます。</p> <p>報告書(案)で述べられているような「弁理士の外国知財制度についての知識不足等に起因し(第33頁第20行目)」で、外国での権利取得に失敗した事例を見聞きしており、外国出願を扱う弁理士には、外国の知財制度に関する最低限の基礎知識と最新の知識を保有していただきたいと考えます。</p> <p>特に、これまで外国出願実務を扱っていなかった弁理士が外国出願を扱うようになった場合、最新の知識もさることながら、最低限の基礎知識を習得することは、極めて重要であり、新たに外国出願業務を扱うようになった弁理士向けの研修メニューも検討するべきと考えます。</p> <p>以上の状況から、報告書(案)が「弁理士の国際関係研修の実施に引き続き注力していくことが適切であると考えられる。」と述べている点(第33頁第22～23行目)に賛同するとともに、その中で、「新たに外国出願業務を扱うようになった弁理士向けの研修メニュー」を検討するべきと考えます。</p>	<p>本報告書(案)の内容を支持する御意見と理解いたします。</p> <p>また、特許庁としても、新たに外国出願業務を扱う弁理士のための研修メニューの拡充等について検討を行うよう、日本弁理士会に働きかけてまいります。</p>	団体
13	<p>・31ページの上の図表の「40」と「506」のそれぞれの違いは何を意味しているのですか？</p>	<p>「n=506」は不要であったため、削除いたしました。</p>	匿名
14	<p>・32ページの図表の「168」は何を意味しているのですか？</p>	<p>「n=168」は不要であったため、削除いたしました。</p>	匿名

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
15	<p>中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化に関する対応の方向として、報告書（案）の33頁には大きく3つの方向性が示されている。</p> <p>①弁理士が中小企業支援の現場で経験を積む機会を増やすための取組を進めること ②弁理士が中小企業支援制度等に関する知識を習得する機会を設けること ③弁理士の国際関係研修の実施に引き続き注力していくこと</p> <p>当会では、上記3つの方向性に対して、次のような取組を予定している。</p> <p>上記①については、中小企業支援機関への積極的な働きかけを通じて、弁理士が企業に対して知財経営コンサルティングを実施する「弁理士知財キャラバン」事業等で支援先を発掘し、弁理士のOJT機会を増加させる予定である。</p> <p>上記②については、中小企業庁関係者をはじめとする中小企業支援のプロフェッショナルを講師とする研修など、中小企業支援に必要な基本スキル習得に資する研修を充実させる予定である。</p> <p>上記③に関しては、平成24年度以降毎年100講座以上の国際関係研修を実施しており、国際関係研修は近年当会が提供する研修の15～20%を占めている。取り扱い対象国については、欧米や中国はもちろん、新興国に関する研修コンテンツも提供している。今後も、諸外国の制度改正等にアンテナをはり、適切な研修の提供に努めていく所存である。</p> <p>なお、上述した取組には経済産業省をはじめとする関係各位のご協力が必要なものも含まれており、実際に対応する際には、講師派遣やコンタクト先紹介等で関係各位のご助力をいただくことを期待する。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p>	<p>団体</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
II. 弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上			
16	<p>(1) 弁理士ナビの充実・改善 報告書(案)(第35頁第1行目)には弁理士ナビの「掲載情報の充実化」が一つの指摘として記述されているだけですが、積極的に取り組むべきと考えます。 中小企業が、自社の技術分野に詳しい弁理士を探す際に、弁理士ナビは一つのツールとして有用です。その際、大雑把な専門分野ではなく、より詳しい専門分野が分かるように、例えば、出願代理実績のある分野とその件数などがわかるようにすると中小企業がより適切な弁理士を探すことが可能となるはずですが。 さらに、先般「標準化・データ関連業務」が弁理士の標榜業務として追加され、今後、農業分野も標榜業務として追加されることになるのであれば、こうした新たな分野を扱えるのかどうか、弁理士ナビを通じた適切な弁理士が探せるように、弁理士ナビの情報の充実、更新を図るべきと考えます。 また、中小企業にとって知的財産がかつてなく重要になってきており、弁理士には、今後、単に知的財産の専門家としての支援と助言だけでなく、広く法律と技術のクロスフィールドの専門家としての支援と助言、さらには経営者目線も加味した中小企業への支援と助言が求められると思われまます。 中小企業がこのような支援と助言を求めて弁理士を探す際、中小企業が重要視するのは、その弁理士がどのような経験を有しているかです。弁理士の企業勤務経験の有無、企業勤務経験がある場合には、所属が知財部門か研究開発部門かなどの情報も重要です。こういった情報を含めて、弁理士ナビの充実をより一層図っていくべきであると考えます。</p>	<p>御指摘のとおり、「弁理士ナビ」の掲載情報の充実化は、中小企業を含むユーザーにとって有益であると考えます。特許庁としても、「弁理士ナビ」を管理する日本弁理士会に対して、掲載情報の充実化に向けて検討を進めるよう働きかけてまいります。</p>	団体
17	<p>(2) 弁理士ナビへのマッチング機能の追加 報告書(案)(第35頁第1～2行目)には、弁理士ナビの「マッチング機能の追加」が指摘されておりますが、単なる指摘にとどめず、積極的に検討するべきと考えます。 中小企業が弁理士ナビで新たな弁理士を探す需要は多いはずですが。現在の弁理士ナビは、利用者が検索条件を入力して、検索条件に合った弁理士を見つけるツールとしてのみ機能しておりますが、この弁理士ナビに、検索でヒットした弁理士に対して、中小企業が依頼したい業務内容、希望条件を入力・配信し、それに対して受注したい弁理士が応答し、応答内容を見て中小企業が弁理士を絞り込めるようなマッチング機能(受発注機能は含まず)を付加することを提案します。 また、マッチング機能を追加することで、弁理士ナビが弁理士にとっても新たな営業ツールになり、弁理士ナビに掲載される情報の充実化につながるものと考えます。 特に現在、特許庁は中小企業個人に向けた「お助けサイト」を開設し、その中で弁理士を探している中小企業・個人に「弁理士ナビ」を紹介し、誘導するようしております。「弁理士ナビ」への「マッチング機能の追加」は、こうした特許庁の努力にも整合するものと考えます。</p>	<p>御指摘のとおり、マッチング機能の追加といった「弁理士ナビ」の機能拡充は、中小企業を含むユーザーにとって有益であると考えます。特許庁としても、「弁理士ナビ」を管理する日本弁理士会に対して、機能拡充に向けて検討を進めるよう働きかけてまいります。</p>	団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
18	<p>弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上に関し、報告書（案）において示された、「弁理士へのオンラインによるアクセス性やマッチング機能の向上を図るにあたっては、弁理士検索サービスの一層の充実化と並行して、オンラインで行う相談業務等に関するガイドラインを策定するなどして、中小企業等のユーザーが安心して弁理士にオンラインで相談等が行える環境の整備を進めることが適切である」との方向性に同意する。</p> <p>当会においても、コロナ禍を受け高まっているオンライン面談のニーズに適切に応える必要があると課題を認識しており、すでに地域会で常設知的財産相談室でのオンライン相談対応を開始している。</p> <p>また、各弁理士がクライアントである中小企業等のユーザー等とオンラインで相談業務等を行う際のガイドラインについても、すでに策定に着手しており、令和2年度内の会員周知を予定している。</p> <p>なお、報告書（案）においては、「現場に出向くことの重要性も考慮し、バランスに配慮してオンライン化を進める必要がある」との指摘がなされていることに鑑み、オンライン化に関する俯瞰的なメリット・デメリットなども、会員に周知していく予定である。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p>	<p>団体</p>
<p>Ⅲ. 中小企業支援に関与する他機関や他専門家と弁理士との連携強化</p>			
19	<p>・士業間連携が国民の利便に資する点について</p> <p>行政書士としてクライアントから弁理士の紹介を依頼された場合、首都圏であれば、その技術分野や商標実務の専門性に依拠して適任者を選択することも難しくはないが、各地域の行政書士からは、当該地域で活動する弁理士が少なく、弁理士へのアクセス自体が難しく、適任者の選択は困難といった意見を聞く。</p> <p>弁理士は主に大企業を中心に産業財産権を扱っているが、行政書士は地域を含めて中小企業の支援を行っている。中小企業とマッチングしたい場合は行政書士との提携が効果的であり、クライアントや地域社会の利益のために、弁理士へのアクセス性、マッチング性を向上させるためには、日頃から地域の行政書士会と弁理士会が交流を深め、「互いの人材を知る」「相互に連絡窓口がある」こと等が必要であると考えます。</p>	<p>国民の利便向上を図るため、特許庁としても、日本弁理士会と地域の行政書士会との連携が促進されるよう働きかけてまいります。</p>	<p>団体</p>
20	<p>個人的には、弁理士というものにご縁がなく、何をやっているのかさえ知らない状態でしたから、今回の資料を拝見して概要がわかったような気がします。</p> <p>中小企業、農林水産分野への対応、相談しやすい環境の整備の3つにポイントを絞って検討されているのはよろしいかと存じます。</p> <p>ただ、中小企業にしても農林水産従事者にしても、多くが日々の経営・業務に手一杯の状態、とてもこの分野にまで気が回らないし、お金も使えないのが現実です。</p> <p>中小企業の場合は、資料でも触れているように、よろず支援拠点と連携していくのも効果的と思われます。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p> <p>また、特許庁としても、中小企業等からの知的財産に関する相談を無料で受け付ける全国各地の知財総合支援窓口について、更なる周知活動を行うとともに、ユーザーの利便性を図るべく、知財総合支援窓口とよろず支援拠点との連携を推進してまいります。</p>	<p>個人</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
21	<p>中小企業支援に関与する他機関や他専門家と弁理士との連携強化として、報告書（案）の36～37頁には、新たな試みとして、特許庁が当会も交えて中小企業庁や独立行政法人中小企業基盤整備機構との連携を推進していることが紹介され、このような取組の継続発展の必要性について言及されている。</p> <p>当会としても、中小企業の潜在的な知的財産や弁理士へのニーズを掘り起こすため、種々の情報・意見交換を積極的に実施していきたいと考える。</p> <p>また、当会が行う中小企業支援の取組において、必要に応じて、他機関や他専門家との効果的な連携を行えるように検討したいと考える。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p>	<p>団体</p>
その他			
22	<p>中小企業にとっても知的財産がかつてなく重要になってきており、弁理士には、特許庁への出願代理をする代理人としてだけでなく、知的財産全般に関して相談できる専門家として、さらには、広く法律と技術のクロスフィールドの専門家として、中小企業への支援と助言が、今後ますます求められてくると思われます。</p> <p>そのためにも、報告書（案）が「中小企業への対応」や「相談しやすい環境の整備」について取り上げている点を高く評価します。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p>	<p>団体</p>
23	<p>当会は、「知財活動全般（知財の保護・活用、知財戦略の構築等）に課題を抱える中小企業が依然として多い」（報告書（案）27頁）との課題を認識しており、報告書（案）に示された「Ⅰ. 中小企業支援に関する弁理士の知識・能力の強化」、「Ⅱ. 弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上」及び「Ⅲ. 中小企業支援に関与する他機関や他専門家と弁理士との連携強化」に応えることを中心に、引き続き必要な取組を実施していく所存である。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p>	<p>団体</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
各論 第2章 農林水産分野への対応			
I. 農林水産分野における弁理士（業務）への認知度の向上			
24	<p>(前略)</p> <p>上記した経緯の中で植物新品種の保護についての代理業務の混乱が起きているのであるが、本来、顧客ニーズと品種安全上からは上記代理業務は、本来、弁理士が行なうことが最も望ましいのである。これは弁理士のエゴではなくて、上記報告書に記載されたように市場の要請なのである。よって望ましくは立法的解決が望まれるところ、知的財産基本法や平成26年改正弁理士法第1条「弁理士は知的財産に関する専門家」という立法趣旨等に鑑みれば、農水知財の出願代理をする士業として最も適しいとは弁理士であるのは明らかである。</p> <p>(後略)</p> <p>※意見全体は別添1参照。</p>	<p>国内出願支援業務については、現在の品種登録出願や地理的表示出願の動向、ユーザーからの意見、及び弁理士は行政書士登録が可能であるといった状況を踏まえたうえで、現時点では、国内出願支援業務を弁理士法に規定する必要があるほどの顕在的なユーザーニーズは認められないと本小委員会において結論づけられたため、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、どのような知的財産を用いて農林水産品の保護を図ればよいかといった相談に関する業務につきましては、弁理士に依頼するユーザーニーズが認められるとの本小委員会の結論に基づき、弁理士の業務として弁理士法に規定する方向で対応を進めております。</p>	個人
25	<p>・相談業務への懸念の払拭について</p> <p>1. 海外出願支援業務、2. 相談業務、3. 国内出願支援業務に関して弁理士法改正の検討がされている中で、報告書案としては、行政書士業務に関わる3. 国内出願支援業務については、改正事項として扱わないことになっている。日頃から地域の零細、中小農林水産事業者に接し、品種登録出願や地理的表示制度の登録申請など農林水産知財分野にて申請業務を行うなど個人の農家や中小の農地所有適格法人とも幅広く関わりを持つことを通じて、農林水産事業者の支援者の一翼を担う行政書士としては、行政書士の理解を得ていない中で法改正を行わないことについて、賛成である。</p> <p>もっとも、2. 相談業務については、汎用性を保有する相談業務が発展して申請業務へと進むことが通常でもあることから、相談業務の在り方については、行政書士として業際に関して最も懸念を有する事項であるため、協議会の設置など運用面での連携強化の確立と相談業務にあたっての「行政書士業務については行政書士登録を推奨するガイダンス」「研修での業際の周知」「業際違反に関する監察、懲戒の実効化」といった点への取り組みが弁理士会に求められる。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p> <p>また、特許庁としても、農林水産知財に関する相談業務において、日本弁理士会と日本行政書士会連合会との運用面での連携が促進されるよう働きかけてまいります。</p>	団体
26	<p>農林水産の各論にて、海外出願支援事業が出ています。これについてはどんどん推進していけばいいのですが、逆に、海外あるいは国内の大企業により品種登録が拡大することで、事業の自由度が制約され、中小の農林水産事業者が苦境に陥ることがないような施策も必要です。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p> <p>特許庁としても、中小の農林水産事業者を含む中小企業等からの相談を無料で受け付ける全国各地の知財総合支援窓口について、更なる周知活動を行ってまいります。</p>	個人

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
27	<p>農林水産知財関連業務を弁理士の業務として明確に位置付けることについては、弁理士が農林水産分野に対応できることの認知度を向上することにつながり、当会としてこれに賛成する。</p> <p>報告書（案）42頁では、農林水産知財に関する業務を弁理士法に規定するにあたり、知識・能力を担保するための対応の必要性が示されているところ、当会としても、①海外出願支援業務及び②相談業務といったユーザーニーズに適切に対応できるよう、知識・能力を担保するための方策を検討し講じる所存である。</p> <p>なお、令和2年12月に成立した改正種苗法の施行状況など、今後も定期的に農林水産知財を取り巻く環境を注視しながら効果検証を行い、必要な施策を講じていただくことを期待する。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。 特許庁としても、農林水産知財を取り巻く状況を注視し、今後も必要に応じて適切な措置を講じてまいります。</p>	団体
28	<p>農林水産分野における認知度向上の必要性については、当会としてもその必要性を十分認識しており、周知活動を展開する必要があると考えている。とりわけ、農林水産事業者とのパイプ拡充が重要と考えており、報告書（案）43頁において示された、「弁理士による農林水産事業者への普及啓発の場をより積極的に増やしていく」取組を推進していく所存である。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p>	団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
29	<p>1. 全体について この度の報告書「弁理士制度の見直しの方向性について（案）」は、弁理士の置かれた状況と、今後への期待や要請を考慮されたものであり、全体として賛同するものです。 しかしながら、各論の「第2章 農林水産分野への対応」については、現に実務（国内外の品種登録の実務に関与）を行っている者として、一部のご認定の内容および検討結果について、かなりの違和感がありますので、以下に意見を申し述べます。</p> <p>2. 「第2章 農林水産分野への対応」について [1] 「1. 農林水産分野における弁理士（業務）への認知度の向上」（報告書案の38～43頁）の「2. 対応の方向性」として「農林水産知財業務を弁理士の業務として規定すること」において、「顕在的なユーザーニーズが認められる(i)海外出願支援業務及び(ii)相談業務について、弁理士法に規定することが適切であると考えられる。一方で、(iii)国内出願支援業務については、顕在的なユーザーニーズが認められず、弁理士法に規定することが必要な状況ではない」（同42頁）とされています。</p> <p>しかしながら、「一方で、(iii)国内出願支援業務については、顕在的なユーザーニーズが認められず、弁理士法に規定することが必要な状況ではない」と結論づけていることには、現に実務を行っている者として、かなりの違和感があります。</p> <p>何らかの形で、(iii)の「国内出願支援業務」についても弁理士法において、業務として対応可能なように規定をしていただきたいです。仮にそれが難しいのであれば、せめて「顕在的なユーザーニーズが認められず、弁理士法に規定することが必要な状況ではない」との結論な記述は記載せず削除いただきたい。 (後略)</p> <p>※意見全体は別添2参照。</p>	<p>国内出願支援業務については、現在の品種登録出願や地理的表示出願の動向、ユーザーからの意見、及び弁理士は行政書士登録が可能であるといった状況を踏まえたうえで、現時点では、国内出願支援業務を弁理士法に規定する必要のあるほどの顕在的なユーザーニーズは認められないと本小委員会において結論づけられたため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	個人
II. 農林水産分野における弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上			
30	<p>・農業委員会との連携についての記述がない点について 農業委員会は農地法に基づき、農地売買や農地転用及び農地の無秩序な開発を監視又は抑止する役目を担っているが、この法は特別法に基づく許認可により一般法への法律行為を完結できる。農業委員会との連携についての記述がないことは、農家における基本的な法背景の視点が欠けていると考える。</p>	<p>本報告書（案）では、知的財産の普及啓発や保護促進にあたって効果が高いと考えられる連携先を提示しましたが、農業委員会を含め、連携先候補について幅広く検討したうえで、特許庁としても、知的財産の普及啓発等の観点から効果的と考えられる機関との連携を日本弁理士会に働きかけてまいります。</p>	団体
31	<p>農林水産分野については農協、漁協等との連携も考えられますが、そのようなところ以外の、しがらみのない組織との連携を提案することも検討されてはいかがでしょうか？</p>	<p>特許庁としても、必要な機関との連携が促進されるよう、日本弁理士会に働きかけてまいります。</p>	個人

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
32	<p>当会は、農林水産分野において弁理士に対する認知度が十分とはいえない状況（報告書（案）44頁参照）を改善することの必要性を認識しており、農林水産事業者等からの弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上に向け、引き続き必要な取組を実施していく所存である。</p> <p>例えば、農林水産知財専門相談窓口及び農林水産知財に関する特設WEBサイトを令和2年度中に開設予定である。これらの取組により、農林水産事業者及び支援者等からのスムーズなアクセス及び円滑な相談対応を実現するとともに、農林水産分野における知財活用の普及啓発を図る予定である。</p> <p>また、農林水産事業者及び支援者等から農林水産知財業務に意欲を有する弁理士へのアクセス性を改善すべく、第16回弁理士制度小委員会でご紹介したとおり、弁理士ナビの検索項目に「地理的表示（GI）」及び「地域団体商標」を加える改修を、令和2年度中に実施予定であることを申し添える。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p>	<p>団体</p>
<p>Ⅲ. 農林水産分野の知的財産を含む知財ミックスに関する弁理士の知識・能力の強化</p>			
33	<p>報告書（案）47頁において、農林水産事業者を支援できる弁理士、とりわけ、各知的財産の相互関係や権利の性質・範囲の違いなどを踏まえた知財ミックス戦略や農林水産事業者の経営活動に関する知識を有する弁理士を増加させることが重要であるとの方向性が示された。</p> <p>当会としては、この方向性に沿って、弁理士による農林水産事業者等のユーザーの支援に必要な知識・能力の強化に努める所存である。</p> <p>具体的には、知財ミックス戦略を含む農林水産知財の基礎的知識を習得するための研修を実施することで、弁理士の農林水産分野への意識をより一層高めるとともに、農林水産知財業務に意欲を有する弁理士に向けた応用的コンテンツを充実させ、農林水産分野における知的財産の利活用に関するより高度かつ専門的な知識を有する弁理士を増やしていく予定である。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p>	<p>団体</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
34	<p>1. 全体について この度の報告書「弁理士制度の見直しの方向性について（案）」は、弁理士の置かれた状況と、今後への期待や要請を考慮されたものであり、全体として賛同するものです。 しかしながら、各論の「第2章 農林水産分野への対応」については、現に実務（国内外の品種登録の実務に関与）を行っている者として、一部のご認定の内容および検討結果について、かなりの違和感がありますので、以下に意見を申し述べます。</p> <p>2. 「第2章 農林水産分野への対応」について （中略）</p> <p>[2] 「III. 農林水産分野の知的財産を含む知財ミックスに関する弁理士の知識・能力の強化」（報告書案の46～47頁）の「2. 対応の方向性」において、単に研修の受講者数の増加等より、より専門的な弁理士を増加させることを適当としている点について、賛同する。もちろん、弁理士全体の知識の底上げは重要であると考えてるのでその点もぜひ手当していただきたい。一方で、実効性を考えた場合、農水分野の業務は現状ではそれほど多くなく、また急激な増加も見込まれないように思うので、専門的な弁理士を育成する体制を構築していただきたいと考える。</p> <p>※意見全体は別添2参照。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。 特許庁としても、農林水産知財に関する弁理士全体の知識を底上げすると共に専門性の高い弁理士を育成するための研修を実施するよう、日本弁理士会に働きかけてまいります。</p>	個人
その他			
35	<p>報告書（案）において農林水産分野への対応が取り上げられたことは、我が国の重要施策である農林水産分野における知的財産の保護・利用において、知的財産の専門家たる弁理士への期待が示されたものと理解する。特に検討がなされた「I. 農林水産分野における弁理士（業務）への認知度の向上」、「II. 農林水産分野における弁理士へのアクセス性やマッチング機能の向上」及び「III. 農林水産分野の知的財産を含む知財ミックスに関する弁理士の知識・能力の強化」）に応えるべく必要な取組を実施していく所存である。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p>	団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
各論 第3章 相談しやすい環境の整備			
I. 一人法人制度の導入			
36	<p>一人法人制度を至急導入して頂きたく思います。</p> <p>現在、私は特許事務所を運営しており、私以外にも弁理士を雇用していますが、「無限責任」などがネックとなり、業務法人化を果たすことができません。在外者からの出願依頼を受ける際に、「海外送金は受取人が法人でないといけない」と言われる場合があります。この場合、弊所は法人ではなく、個人事業主であるため、この依頼を断らざるを得ません。このことは、依頼人と特許事務所の双方にとって大きな不利益となっています。よって一人法人制度の導入により、代表社員一人で法人化することができるため、このような不利益が解消します。つきましては、一人法人制度の至急の導入をお願いします。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。 一人法人制度の導入につきましては、本小委員会における結論に基づき、特許庁としても、弁理士法改正に向けた準備を進めてまいります。</p>	個人
37	<p>高齢化した一人弁理士の特許事務所のサービス品質低下に苦勞した中小企業は少なくありません。高齢化に伴うサービス品質低下は、本人の努力だけではどうにもなりません。大きなトラブルが発生する前に、適切なタイミングで、事業承継がされることが必要と考えており、承継がしやすい「一人法人制度」の導入に賛成します。</p> <p>ただし、若い弁理士であっても、突然の事故により代理業務が継続できなくなることはあるので、普段から事故があったときのバックアップ体制を構築しておくことは極めて重要です。この点報告書（案）にも「② 弁理士が一人の法人において、当該弁理士が欠けた場合への対応」（第51頁）に記載があり、「一人法人制度の導入」と同時に、是非ともバックアップ体制の構築を図っていただきたいと考えます。</p> <p>また、この課題は「弁理士が一人の法人」に限らず、法人化されていない「一人弁理士事務所」も抱えている課題です。同様にバックアップ体制の構築が必要と考えます。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。 一人法人制度の導入に当たって「弁理士が一人の法人において、当該弁理士が欠けた場合への対応」について事前に十分な検討がなされる必要があることは、本報告書（案）でも示しております。特許庁としても、事務所に所属する唯一の弁理士が業務を行えなくなった場合などに対処するために設けられた現在のバックアップ制度が適切であるかを見直すと共に、同制度の利用が促進されるよう、日本弁理士会に働きかけてまいります。</p>	団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
38	<p>一人法人制度導入にあたっては、事前に検討が必要な課題として報告書（案）51頁に示された次の3点、すなわち、</p> <p>①一人事務所の法人化及び、法人化後の大規模化を促進するための取組 ②弁理士が一人の法人において、当該弁理士が欠けた場合への対応 ③ユーザーへの周知</p> <p>に対して、次のような取組を予定している。</p> <p>上記①については、ユーザーが弁理士に相談しやすい環境の整備を拡充していくという一人法人制度の趣旨を実現するために、法人制度導入の目的の1つが事務所の大規模化によるユーザーへの継続的な対応を担保することであることも含めて周知していく予定である。</p> <p>上記②については、業務の引受先の確保の観点からは、法人形態をとっていない弁理士が一人の事務所でも同様の問題が起こりえるところ、当会では会員マッチングシステムや事務引継規程等といった業務継続性の課題の解決に資する制度を整えている。これらの制度が、弁理士が一人の法人に対しても有用であることについて周知していく予定である。また、改正法の内容が明らかになった際には、弁理士が一人の法人の解散に係る手続や費用負担についても、他士業における対応等を参考に、具体的な対策の検討を速やかに進める予定である。</p> <p>上記③については、WEBサイトによる継続的案内や記者発表を軸とした周知活動を予定している。他の士業が一人法人制度を実施した際に行った周知活動も調査したうえで、適切な周知に努める所存である。</p> <p>なお、経済産業省等におかれては、特に周知活動についてご協力いただくことを希望する。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p>	<p>団体</p>
<p>II. 法人名称の変更</p>			
39	<p>報告書（案）54～55頁には、法人名称の変更にあたって、次の3点が事前に検討が必要な課題として示されている。</p> <p>①法人名称の変更に反対する特許業務法人への対応 ②特許業務法人から弁理士法人に移行するための期間や移行方法 ③法人名称の変更に係る弁理士やユーザーへの周知の方法</p> <p>当会としては、これら3つの課題に対して、次のような取組を予定している。</p> <p>上記①については、移行に係る事務手続きを円滑に実施しやすくなるように丁寧な対応をしていく予定である。</p> <p>上記②については、十分な移行期間が必要であり、当該期間内に移行が終えることができるよう、会員に対する指導・連絡・監督を行っていく所存である。</p> <p>上記③については、前述の一人法人制度に関する周知とあわせて、WEBサイトによる継続的案内や記者発表を軸とした周知活動を予定している。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p>	<p>団体</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
その他			
40	<p>報告書（案）では触れられておりませんが、弁理士への「相談しやすい環境の整備」として重要な要素に「料金」があると思います。中小企業による弁理士への相談の最初の一步を踏み出しやすくするような料金体系にすることが重要と考えます。また、その料金体系をわかりやすく明示することも重要と考えます。特に、後からこんなことは聞いていない、というようなことが無いように、前もって書面による提示が重要と考えます。</p> <p>料金体系は国や弁理士会が決めるものではなく、個々の事務所あるいは弁理士が決めるべきものですが、中小企業が相談しやすい料金体系になることを期待します。</p>	<p>中小企業が相談しやすい料金体系に関しましては、本小委員会における今後の議題として検討させていただきます。</p>	団体
41	<p>報告書（案）において、相談しやすい環境の整備として、当会が提案した「『一人法人』制度を導入すること」及び「法人名称を『弁理士法人』とすること」が適当であるとの方向性が示されたことを当会は歓迎する。</p> <p>当会としては、報告書（案）に示された、導入にあたって事前に検討がなされる必要があるとされた各項目について対応し、導入に向けての環境整備を行っていく所存である。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p>	団体
各論 第4章 裁判所による第三者意見募集制度に関する対応			
42	<p>報告書（案）56頁に示された「弁理士が当該第三者からの意見の内容に関する相談を受けられるよう、当該相談業務を弁理士の業務として規定することが適当である」との方向性に当会は賛成する。</p> <p>裁判所WEBサイトにおいて知的財産裁判例集として公開されている、令和元年度に判決言渡がなされた特許権に関する民事訴訟は88件であるところ、その約6割で弁理士が訴訟代理人又は補佐人として訴訟に関与している。また、知的財産権訴訟の専門委員は大学教授等に次いで弁理士が最も多く、現在約200名いる専門委員の内16%を弁理士が担っている。さらには、平成14年以降、知的財産権訴訟に関する裁判所調査官に弁理士も登用され、裁判所に所属する常勤の職員として訴訟に関与しているという実績もある。</p> <p>現在、第三者意見募集制度を検討した特許制度小委員会の報告書（案）が意見募集に付されているが、当会としては本制度を導入することが妥当であると考えており、我々弁理士もこれまでの知見を生かして本制度の運用に貢献してまいりたい。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p>	団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
43	<p>特許庁が、2020年（令和2年）12月23日付けで意見募集を実施した産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会報告書「弁理士制度の見直しの方向性について（案）」（以下「本報告書案」という。）に関して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。</p> <p>第1 意見の趣旨 特許法及び実用新案法の改正によって今後導入される可能性のある「裁判所による第三者意見募集制度」について、本報告書案が、「弁理士が当該第三者からの意見の内容に関する相談を受けられるよう、当該相談業務を弁理士の業務として規定することが適当である」とする点には、弁護士法72条の趣旨に照らして慎重な検討が必要であること、現時点では弁理士法を改正する立法事実が存在するかどうか不明であること、法改正によって弁理士の業務範囲を超えた相談が行われる可能性があることから、現時点においては賛成することができない。</p> <p>第2 意見の理由 （後略）</p> <p>※意見全体は別添3参照。</p>	<p>○立法事実について 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会での審議内容を踏まえ、第三者意見募集制度により意見募集が行われた際には、特許法・実用新案法の規定や特許・実用新案に関する商慣行なども踏まえた意見が第三者から提出されることになると考えられます。 そして、そのような意見を提出しようとする第三者が意見の内容を検討するに当たって、知的財産に関する専門家である弁理士の知見の活用も有益であることは、様々な分野の委員から構成される本小委員会の多数意見となっております。</p> <p>一方で、弁理士が業として第三者意見募集制度における意見の内容に関する相談に応じることは弁護士法第72条に違反する可能性があるため、第三者による弁理士の知見の円滑な活用が阻害される事態が生じるおそれがあります。このような事態を避けるため、弁理士が第三者からの意見の内容に関する相談を受けられるよう、第三者意見募集制度の導入に合わせて、当該相談業務を弁理士の業務として規定しておくことが必要であると考えております。</p> <p>○弁理士の業務範囲を超えた相談が行われる可能性について 弁理士が応じることができる相談業務の範囲につきましては、弁理士法において適切に規定する方向で対応を進めてまいります。 また、御指摘いただきましたように、弁理士法において適切な業務範囲が規定されたとしても、意見募集の対象となる事項によっては、相談する側にとって当該業務範囲の誤解が生じ、弁理士が本来取り扱うべきでない法領域や紛争等に関わる相談が弁理士に寄せられる場合もあり得ると考えられます。そのため、特許庁としては、弁理士が取り扱うことが適切な業務範囲をコンメンタールなどで説明していきたいと考えております。また、弁理士に対しては、上記のような相談が寄せられた場合に、弁護士等の他専門家を紹介するなど適切な対応をとらなければならないことを研修等により周知することが必要であると考えております。この点は、本報告書（案）の第56頁に追記いたしました。</p>	団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
44	<p>【意見】 「第4章 裁判所による第三者意見募集制度に関する対応」における「2. 対応の方向」について、「弁理士が当該第三者からの意見の内容に関する相談を受けられるよう、当該相談業務を弁理士の業務として規定することが適当であると考えられる。」と記載されている。 弁理士の相談業務については、現状、弁理士法4条3項ただし書きにおいて「ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。」と規定されており、新たな相談業務を規定する場合には、これと同旨の規定をすべきと考える。</p> <p>【理由】 第三者の立場から、専門的知見に基づいた意見書を弁理士が作成することについて、通常では紛争の内容に介入することはないようにも考えられるが、当該相談を通じて、紛争の内容にまで介入することになると、非弁・非司の問題が生じる恐れが生じるため。</p>	<p>今般弁理士の業務として規定する業務は「第三者意見募集制度における意見の内容に関する相談」に応じる業務であり、意見書の作成は含まれておりません。 また、当該相談業務は、弁護士法第72条の例外として弁理士法第4条第2項に規定する方針であるため、弁理士法第4条第3項ただし書きのような規定を設ける必要はないと考えております。 ただし、御指摘いただきましたように、弁理士法において適切な業務範囲が規定されたとしても、意見募集の対象となる事項によっては、相談する側にとって当該業務範囲の誤解が生じ、弁理士が本来取り扱うべきでない法領域や紛争等に関わる相談が弁理士に寄せられる場合もあり得ると考えられます。そのため、特許庁としては、弁理士が取り扱うことが適切な業務範囲をコンメンタルなどで説明していきたいと考えております。また、弁理士に対しては、上記のような相談が寄せられた場合に、弁護士等の他専門家を紹介するなど適切な対応をとらなければならないことを研修等により周知することが必要であると考えております。この点は、本報告書（案）の第56頁に追記いたしました。</p>	団体
その他			
45	<p>大筋で賛成。 追加で、弁理士倫理に関する提言を追記すべきである。 社会的な倫理意識の高まりに対して、産業界の知財領域での倫理は大きく変化してはいない。例えば、「他社知財を侵害している可能性が極めて高いが、当該他社が証明するのは困難なので、実施する」「出願書類内で、データを捏造する」のようなことが行われる。 これらは、必ずしも弁理士が介在するものではないが、社内弁理士が関与したり、社外弁理士が黙認したりするケースに対して、関与/黙認した弁理士に対する処罰や資格取消に関する仕組みを、強化すべきだ。</p>	<p>弁理士倫理に関しましては、本小委員会における今後の議題として検討させていただきます。</p>	匿名
46	<p>・小委員会の傍聴の在り方について 他省の審議会ではコロナ禍のなかでも、ネット配信をするなどして公開（傍聴）への配慮に尽力がされているところであるが、弁理士制度小委員会については、事後、議事録や資料が公開されるだけで、審議のタイムリーな経緯を把握することができないことから、早期に一般傍聴も認められることが望ましいと考える。</p>	<p>御指摘の点につきましては、今後検討させていただきます。</p>	団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
47	<p>産業構造審議会 知的財産分科会 弁理士制度小委員会 報告書「弁理士制度の見直しの方向性について（案）」（以下「報告書（案）」という。）において、「中小企業への対応」、「農林水産分野への対応」及び「相談しやすい環境の整備」という3つの観点に集約して具体的な検討が行われたことを真摯に受け止めるとともに、とりまとめられた弁理士制度見直しの方向性（案）に賛成する。</p> <p>また、「裁判所による第三者意見募集制度への対応」に関する記載内容についても、賛同する内容を多く含んでおり、その方向性を高く評価する。</p> <p>報告書（案）の末尾においては、弁理士がユーザーから寄せられている期待と自らが果たすべき社会的使命を改めて認識したうえで、弁理士が提供するサービスを利用しやすい環境の整備の推進及び弁理士の能力の更なる研鑽に励むことが求められている。</p> <p>当会としても、弁理士が提供するサービスを利用しやすい環境の整備の推進に努めるとともに、各弁理士が知的財産に関する専門家として、ユーザーから寄せられている期待と自らが果たすべき社会的使命を認識し、自己の能力の更なる研鑽に励むよう、必要な指導・連絡・監督に努める所存である。</p>	<p>本報告書（案）の内容を支持する御意見と理解いたします。</p>	<p>団体</p>

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会 殿

農水知財の出願代理はどの士業が適わしいか
一種苗法の品種登録手続の弁理士による業としての代理行為を題材として一



1. 問題の所在

行政書士法には次の規定がある。

(目的)

第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。

(業務)

第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

2 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

第一条の三 行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に

提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。次号において同じ。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。

二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

三 前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

四 前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士（以下「特定行政書士」という。）に限り、行うことができる。

第一条の四 前二条の規定は、行政書士が他の行政書士又は行政書士法人（第十三条の三に規定する行政書士法人をいう。第八条第一項において同じ。）の使用人として前二条に規定する業務に従事することを妨げない。

（業務の制限）

第十九条 行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

2 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるときは、あらかじめ、当該手続に係る

法令を所管する国務大臣の意見を聴くものとする。

これが行政官庁に対する代理業の通則的規定と考えられていることから（このように宣伝しているのは行政書士会であるが）、弁理士が種苗登録の代理をすることが同法に抵触するのではないかという懸念を一部の弁理士がもち、弁理士が品種登録代理をためらう恐れがある。

しかしながら、このような懸念は無用である。

2. 文言解釈（弁理士による種苗法代理が許される理由 1）

（1）各法の規定より

ア. 行政書士の業務は「書類の作成」であり（行政書士法第1条の2）、「書類の作成」には出願手続が含まれない。「書類の作成」は事実行為であり、代理権の問題ではない。なお、同法第1条の3の代理行為は同法第19条の禁止規定の対象ではなく、行政書士の標榜業務に過ぎない。

イ. ちなみに、弁理士の業務は特許、商標等の（出願）手続その他の「事務を行なうこと」（弁理士法第4条）である。この「事務を行なうこと」には出願手続が含まれる。また「事務を行なうこと」の中には事実行為即ち「書類の作成」及び出願（法律行為）が入り、代理権の問題となる。

（2）種苗法出願について

ア. （1）ア. より、種苗法出願は、行政書士法第1条の2、同法第19条の規定があるにもかかわらず、行政書士の専権でないことが明らかである。

イ. よって、種苗法出願については民法の代理原則に戻り、任意代理として誰でも可能となる。この中には、行政書士も入るが弁理士も入る。

ウ. ちなみに「任意代理」の要件は、顕名（本人のためにすることを示し）及び代理権の存在と代理行為（法律行為）であり、意思能力のあることとされる（民法第99条第1項）。

3. 類推解釈（弁理士による種苗法代理が許される理由 2）

パリ条約によれば、「工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし、……農業及び採取産業の分野……についても用いられる。」（同条約第1条）であり、知的財産基本法によれば、植物の新品種は発明、考案、意匠、商標等と同等の「知的財産」の一種であり（同法第2条）、平成11年「工業所有権審議会法制部会知的財産専門サービス小委員会報告書」には、改革の方向性として「業務の対象を工業所有権に限定せず、実態上関連性の深い不正競争防止法、著作物、植物品種、半導体集積回路配置等関連法規まで拡大することが望ましい。」となっている。知的財産基本法第2条によれば、「「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」とあり、農水知財との関係では「植物の新品種」「商標」等の表示が明示されている。また弁理士法第1条は、「弁理士は、知的財産（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する知的財産をいう。以下この条において同じ。）に関する専門家として、知的財産権（同条第二項に規定する知的財産権をいう。）の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。」と弁理士の使命が高らかに宣言されている。

このように植物新品種を特許法で保護すべきか植物新品種保護法で保護すべきかということや、新種苗のネーミングを商標法で保護すべきか植物新品種保護法で保護すべきかということは、特許出願や商標出願に一体的に隣接しているから、弁理士法第4条第1項を類推解釈することにより、種苗法出願の弁理士代理を積極的に解することができる。

4. 植物新品種の保護と弁理士代理の実態（弁理士による種苗法代理が許される理由3）

（1）植物新品種の保護

需要ニーズは、通常、かくかくの植物新品種を開発したので保護したいという話からスタートする。相談を受けた弁理士は次のようなステップを踏むことになる。

ア. 保護形態（保護法）の選択

保護形態（保護法）の選択は、最も難しい判断を伴う意思決定ステップであり、代理業務の初期に行なわなければならない。具体的には、特許法による保護、種苗法による保護、商標法による保護、不正競争防止法による保護等から最も適しい保護形態（保護法）を選択する。

イ. 保護される植物新品種の中味の決定

保護される植物新品種の中味の決定は植物新品種の内容を特許請求の範囲、明細書あるいは説明書等に落とし込む作業であり、特許出願の場合は書類の作成という執行業務と同時に意思決定をするステップである。

ウ. 当局への出願

当局への出願は、特許出願、品種登録出願、商標出願いずれの場合も出願手続という執行業務となる。

(2) 弁理士代理の実態

ア. 弁理士が委任による代理（委任代理）をする場合、本人から植物新品種の保護に関する一切の権限を授与されている。よって上記ア～ウの全体の事務について委任されており、これを処理する権限を有する。

イ. 保護形態（保護法）の選択に関し、特許出願及び商標出願の代理は弁理士にしか許されず、行政書士が行なうと弁理士法上の非弁行為として規制される（弁理士法第75条）。また品種登録出願と特許出願を併用することが可能であるが、この場合行政書士は一部（品種登録出願）しか代理できず目的を達成できない。さらに品種登録出願後特許出願する場合は、新規性進歩性等の関係が生じるので、行政書士の取扱いが許されない。このように、保護形態（保護法）の選択の段階で、行政書士による代理は中途半端なものとならざるを得ない。

ウ. 次に保護される植物新品種の中味の決定に関し、特許請求の範囲及び明細書に関する書類の作成並びに商標出願するか否かの判断は高度に専門的な事項であ

り、弁理士にしか許されず、行政書士は関われない（弁理士法第75条）。

（3）行政書士の業務

行政書士に許されるのは、上記（1）のア～ウの事務中、本人が品種登録出願をするという方針と中味について 意思決定をした ケースだけである。つまり、行政書士は専門家（弁理士）への委任代理による全体事務中の書類の作成事務に限定されているのである。

5. 海外の実態（弁理士による種苗法代理が許される理由4）

海外の実態につき、例えばアメリカの植物新品種保護体制は、特許法と新品種保護法との2本立てとなっており、園芸変種、突然変異種、交雑種及び新規に発見された苗木を含め、無性繁殖植物は特許法にて保護し、有性繁殖植物は新品種保護法にて保護することになっている。

そして無性繁殖植物についての出願代理は当然弁理士（米国特許弁理士）が行なっている。有性繁殖植物についての出願代理もまた、弁理士（米国特許弁理士）が行っているのが実態のようである。

6. 種苗法改正と士業法（立法論）

（1）種苗法の変遷

種苗法は元来「農産種苗法」が発展的に改正されてできた法律である。農産種苗法は農業資材法に属し、指定種苗の流通規制を行う行為規制法の形式で規定されていたが、平成10年の大改正により、現在の権利法形式の種苗法に改められた。この結果、植物の新品種は発明、考案、意匠、商標等と同等の「知的財産」の一種となり（知的財産基本法第2条）、種苗法は特許法等と同様に知的財産法の分野に属することとなった。

（2）士業法

しかしながら、この間、士業法は種苗法の改正強化に見合った改正が行なわれたかという点、そのようなことは全くなかった。

まず、行政書士法は平成20年、平成26年等に改正されたが、旧法の第1条規定が第

1条の2乃至第1条の4にスライドされただけで種苗登録出願に関する実質上の改正はなかった。

(3) 弁理士法

弁理士法はというと、平成12年法律第49号による全部改正後、数次の改正があり（平成10年法律第51号、最後は平成27年法律第54号）、弁理士業務の見直し及び弁理士試験に関する大改正があったにも関わらず、品種登録出願についての代理専権については規定されなかった。しかしながら、平成11年「工業所有権審議会法制部会知的財産専門サービス小委員会報告書」には、改革の方向性として「業務の対象を工業所有権に限定せず、実態上関連性の深い不正競争防止法、著作物、植物品種、半導体集積回路配置等関連法規まで拡大することが望ましい。」となっていた（第2章2.【2】）。ところが、改正弁理士法にはどういう訳か、このうち「植物品種」だけが明記されなかった。

(4) 混乱の収束と立法的解決

上記した経緯の中で植物新品種の保護についての代理業務の混乱が起きているのであるが、本来、顧客ニーズと品種安全上からは上記代理業務は、本来、弁理士が行なうことが最も望ましいのである。これは弁理士のエゴではなくて、上記報告書に記載されたように市場の要請なのである。よって望ましくは立法的解決が望まれるところ、知的財産基本法や平成26年改正弁理士法第1条「弁理士は知的財産に関する専門家」という立法趣旨等に鑑みれば、農水知財の出願代理をする士業として最も適しいとは弁理士であるのは明らかである。

7. 追記

弁理法上に商標等の出願書類の作成を禁止する規定がないから、行政書士は特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願等の出願書類の作成をすることができるという議論があるとすれば、この議論は上記した代理の理論から明らかに誤りである。また弁理士法第75条及びこの規定に基づく弁理士法施行令第8条にも特許出願等の書類（願書、特許請求の範囲、明細書等）が作成禁止書類として明記されている。このような

基本的なことも不明な者による出願代理が制度の公正かつ円滑な運用を害することになるからである。

よって立法的解決をするには、弁理士法第4条第1項の改正により、弁理士業務の中に農水知財の出願代理業務を追加すべきである。

なお、弁理士会執行部はこのような違法出願代理を発見したならば直ちに対応すべき責務があり、これを期待するものである。

2021年1月21日

特許庁 総務部
秘書課弁理士室 御中

産業構造審議会 知的財産分科会 弁理士制度小委員会 報告書「弁理士制度の見直しの方向性について（案）」に対する意見

1. 全体について

この度の報告書「弁理士制度の見直しの方向性について（案）」は、弁理士の置かれた状況と、今後への期待や要請を考慮されたものであり、全体として賛同するものです。

しかしながら、各論の「第2章 農林水産分野への対応」については、現に実務（国内外の品種登録の実務に関与）を行っている者として、一部のご認定の内容および検討結果について、かなりの違和感がありますので、以下に意見を申し述べます。

2. 「第2章 農林水産分野への対応」について

[1] 「I. 農林水産分野における弁理士（業務）への認知度の向上」（報告書案の38?43頁）の「2. 対応の方向性」として「農林水産知財業務を弁理士の業務として規定すること」において、「顕在的なユーザーニーズが認められる(i)海外出願支援業務及び(ii)相談業務について、弁理士法に規定することが適切であると考えられる。一方で、(iii)国内出願支援業務については、顕在的なユーザーニーズが認められず、弁理士法に規定することが必要な状況ではない」（同42頁）とされています。

しかしながら、「一方で、(iii)国内出願支援業務については、顕在的なユーザーニーズが認められず、弁理士法に規定することが必要な状況ではない」と結論づけていることには、現に実務を行っている者として、かなりの違和感があります。

何らかの形で、(iii)の「国内出願支援業務」についても弁理士法において、業務として対応可能なように規定をしていただきたいです。仮にそれが難しいのであれば、せめて「顕在的なユーザーニーズが認められず、弁理士法に規定することが必要な状況ではない」との結論な記述は記載せず削除いただきたい。

(理由)

(1) 上記の結論に至る理由として「農林水産事業者からは、品種登録出願では種苗自体の提出が重要であり、書類の記載内容は書誌的事項が中心のため、国内出願書類の作成業務は弁理士に依頼するほどの業務でないとの意見が出されている」とされています。確かに、現物である種苗の提出と、出願書面の作成業務は、代理人よらず出願人本人や代書依頼により可能かもしれない面はあります。

しかし、それはすでに出願の経験のある種苗会社、研究所、育種業者などであれば、可能かもしれませんが、新しく品種を開発・育成したようなこれまでに経験の少ない（または経験のない）研究機関、大学、中小業者、分野の異なる企業、個人等では、出願とその後の対応を行うことは現実的にはとても困難です。今回の検討の目的は、農林水産知財の保護を適切に行い、従来、十分な対応できていないところへも知財の利用を増やしてもらうようにユーザーの範囲を広げることが目的の一つのほうです。既に出願経験の豊富な既存ユーザーが「弁理士に依頼するほどの業務でない」との意見ができるのは当然であり、そのような既存ユーザーの意見のみから結論に至るのは、早急に過ぎるように思います。重要なのは、出願にすら至ることができない潜在的な出願希望者が、出願できていないことこそが問題だと思います。(iii)の国内出願支援業務について「顕著なユーザーニーズが認められない」として「弁理士法に規定することが必要な状況ではない」と結論づけるのは適当でなく、そのような表現を公式に記載することは、むしろ、現状、弁理士が代理等で関与していることを今後阻害する懸念があり、現状より状況が悪化し、ユーザーや潜在的ユーザーの利便性に悪影響を及ぼすのではないかと懸念します。

このため、上記の通りに、希望するものです。

(2) 更に言えば、実際問題として、上記の理由にはない、出願から登録までの審査対応段階での手続代理は、いわゆる一発で登録という場合も多いものの、そうでない場合も多々あり、その場合は非常重要です。

例えば、具体的な経験事例となりますが、最近、品種登録審査の栽培試験の圃場での試験の対応が難しく、出願人側で現地調査（すなわち、出願人側の責任で圃場を確保し審査基準に従って精緻なデータを収集する審査手法）となる場合がしばしばあります。実際に大学関係の出願で栽培試験を行ってくれず、現地調査を指示されたものの、出願人側でまず理解の部分から説明してもらい、対応を検討、審査官との再検討のやりとりなど必要となりました。このような場合、経験の浅い出願人では対応は困難であり、そもそもそういった制度

の仕組み自体に理解がなく、拒絶に追い込まれる可能性（種苗法第17条1項2号）が高くなってしまいます。

また品種名称について名称変更指令がでた場合、通常、応答期間は30日以内です。しかし、種苗法手続は、発信主義ではなく到達主義を採用しており、現実には25日程度の余裕しかありません。これも年末年始などの休みを挟む自体になれば2週間程度の猶予しかありません。その際、新たな名称を決めるために商標調査が必要となれば、その短い期間内で弁理士を探して調査依頼して結果を得て、判断、応答するのは大変であり、極めて対応が困難な場合も生じ得ます。したがって、当初から、弁理士が国内出願支援業務に関与できるようにしておくことは、出願経験のあまりない潜在的な出願人の利便性を高め、ユーザーを増やしていく上で非常に望ましいことであると考えます。

(3) また「海外出願支援業務」を行う場合においても、「国内出願支援業務」を行えること、またその経験は極めて重要です。むしろ国内出願の知識や経験がなく、海外出願支援業務が適切にできるとは思えません。品種登録出願は、特許や商標と異なり、生き物である種苗を扱うものです。また、審査においては季節や、気候、土壌などの影響や、苗の扱いにおいても季節性等重要になります（例えば、果樹類は、冬に苗に輸送できるよう準備が必要）。

また、これも特許等と異なり、海外において依然として品種登録の制度等の統一が不十分であるという現状があります。日本の審査で充分であった特性データであっても、海外では不足することも多く、このため、国内出願段階から、出願用の栽培試験データ（特性データ）を海外向けに用意しておくことも重要です（例えば、2018年3月ごろにJATAFF主催で開催されていた海外出願用の説明セミナーでもこの点は説明され重視するよう指摘があされていたかと思えます）。

なお、農水省で行っている海外品種出願事業の指定代理人はいずれも「国内出願」実務の経験が豊富で精通しているか、或いは、当該指定代理人事務所に農水省種苗審査部門の出身者がいるといった事務所であることにも、「海外出願支援業務」のために「国内出願支援業務」の経験が重要であることの証左であるように考える。

したがって、「海外出願支援業務」と「国内出願支援業務」とは、本来、一連の業務であり、前半の過程である「国内出願支援業務」をはずして、「海外出願支援業務」のみを行うとすることに対しては、非常に違和感を覚えます。

(4) 同様に「相談業務」についても、品種登録や育成者権に関して実務経験がなければ満足できる対応や相談結果が得られるのは難しいように思います。

特許等と異なり、品種登録は生き物を扱うため、肌感覚が重要であり、実務経験の有無はきわめて重要な問題です。実効性のある「相談業務」のためには、「国内出願支援業務」が行え、経験を積める状況にあることは重要であると思います。

(5) 知財ミックスの観点からも、「国内出願支援業務」が除外される点は望ましくないと考えます。知財ミックスとして特許出願と品種登録出願とを連携させることを考えた場合、両方の手続に関与できなければ、適切な知財ミックスの実現は難しいと思われまます。また、海外出願を行う場合、海外の国によっては、特許出願と品種登録出願の両面を考慮し、いずれかまたは両方を選択することで、適切な保護が得られる場合があります（品種保護について、特許出願する方が望ましい国等もあるからです）。このような特許出願に関しては、生物寄託制度を利用する可能性が高まりますが、これら種々の制度を適切に理解し利用して、国内外での権利を適切に取得しようとするのであれば、国内段階から始めなければ、適切な対応は困難です。「国内出願支援業務」に関与することは重要と考えます。

(6) またそもそも、知財への意識がまだ余り高くない農林水産関係者への知財へのアクセスを向上させるという今回の目的の一つを考慮すると、そのような農林水産関係者が、知財へのアクセスを容易にすることが重要と思われまます。病院でいうところの「総合診療科」のように、弁理士に相談すれば、いずれかの制度を利用して適切に対応してくるといったワンストップの対応をとることが望ましいと思われまます。この場合に、品種登録となったら国内は他を探してください、自分でやってください、というのでは、却って、アクセスしてきたユーザーのマインドを下げ、むしろ忌避感を強めてしまうかもしれません。よって、「国内出願支援業務」のみを除外するというのは、相談業務や知財ミックスの観点からも望ましくないと考えます。

(7) 「国内出願支援業務」について弁理士法に規定することは、様々な立場のユーザーの声を、審査当局である農水省に伝えることを可能とし、円滑でよりユーザー目線の制度運営を実現する上でも有益であると考えまます。

[2] 「III. 農林水産分野の知的財産を含む知財ミックスに関する弁理士の知識・能力の強化」（報告書案の46?47頁）の「2. 対応の方向性」において、単に研修の受講者数の増加等より、より専門的な弁理士を増加させることを適

当としている点について、賛同する。もちろん、弁理士全体の知識の底上げは重要であると考えてるのでその点もぜひ手当していただきたい。一方で、実効性を考えた場合、農水分野の業務は現状ではそれほど多くなく、また急激な増加も見込まれないように思うので、専門的な弁理士を育成する体制を構築していただきたいと考える。

以上

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会報告書
「弁理士制度の見直しの方向性について(案)」に対する意見
書

2021年(令和3年)1月21日

特許庁が、2020年(令和2年)12月23日付けで意見募集を実施した産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会報告書「弁理士制度の見直しの方向性について(案)」(以下「本報告書案」という。)に関して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

特許法及び実用新案法の改正によって今後導入される可能性のある「裁判所による第三者意見募集制度」について、本報告書案が、「弁理士が当該第三者からの意見の内容に関する相談を受けられるよう、当該相談業務を弁理士の業務として規定することが適当である」とする点には、弁護士法72条の趣旨に照らして慎重な検討が必要であること、現時点では弁理士法を改正する立法事実が存在するかどうか不明であること、法改正によって弁理士の業務範囲を超えた相談が行われる可能性があることから、現時点においては賛成することができない。

第2 意見の理由

1 法改正の概要

特許庁が、2020年(令和2年)12月24日付けで意見募集を実施した産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書「ウィズコロナ/ポストコロナ時代における特許制度の在り方(案)」(以下「特許制度の在り方に関する報告書案」という。)は、特許権及び実用新案権に係る侵害訴訟を対象に、裁判所が必要と認めるときに、広く一般の第三者から意見を募集することができる制度(以下「裁判所による第三者意見募集制度」という。)の導入を提案している(18頁)。

本報告書案は、かかる「裁判所による第三者意見募集制度」の立法化を前提に、「弁理士が当該第三者からの意見の内容に関する相談を受けられるよう、当該相談業務を弁理士の業務として規定することが適当である」とし、弁理士法の改正を意図するものと解される。

しかし、以下の理由から、本報告書案には、現時点においては、賛成するこ

とができない。

2 弁護士法72条の趣旨に照らし、慎重な検討が必要である

「裁判所による第三者意見募集制度」の法的な位置付けについて、特許制度の在り方に関する報告書案は、「意見募集が当事者の申立てにより実施され、第三者が裁判所に意見書を提出し、当事者が意見書を閲覧・謄写し書証として裁判所に提出することで、裁判所が意見書を裁判所の判断の基礎とできるようにすることが適当である。すなわち、本制度の法的な位置付けは、当事者による証拠収集手続である」としている（18頁）。

特許制度の在り方に関する報告書案を前提とすると、「裁判所による第三者意見募集制度」は、証拠収集手続と位置付けられており、それ自体が訴訟行為（法律事件）としての性質を有するものと解される。その場合、かかる訴訟行為（法律事件）について相談を受け、弁理士が意見を述べる行為は、弁護士法72条が規定する『法律事件に関する法律事務』に該当し、弁護士又は弁護士法人でない者が報酬を得る目的で当該業務を行うことを正面から認めるためには、同条ただし書の規定する「別段の定め」が弁理士法に規定されている必要があることになる。

したがって、上記行為を行うために、弁理士法の改正も視野に入れた検討が必要であるとの法の理解自体は、是認することができる。

しかし、弁護士法72条の趣旨は、「弁護士が、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、広く法律事務を行うことをその職務とするものであり、そのため、弁護士法には厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講じられているところ、かかる資格を有さず、なんらの規律にも服しない者が、自己の利益のため、みだりに他人の法律事件に介入することを業とする行為を放置すれば、当事者その他の関係人らの利益を損ね、法律生活の公正かつ円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することになるので、これを禁圧する必要がある」（最判昭和46年7月14日判決・刑集25巻690頁参照）という点にある。

弁理士法改正の必要性とその内容については、上記の弁護士法72条の趣旨に鑑みて、十分慎重に検討することが必要である。

3 現時点では弁理士法を改正する立法事実が存在するかどうかが不明である

「裁判所による第三者意見募集制度」は、今後導入が予定されている制度であって、現在存在しない制度であり、未だ制度の具体的な内容が定まっていない。したがって、「裁判所による第三者意見募集制度」に関する弁理士の相談業

務も、相談の対象範囲や内容がどのようなものになるのか明確ではない。かかる意味において、法改正をするだけの立法事実が存在するかどうか、現時点では不明であると言わざるを得ない。

4 法改正によって弁理士の業務範囲を超えた相談が行われる可能性がある

また、弁理士法改正によって、知的財産に関する専門家としての弁理士に許されてもよい業務の範囲を超えた相談が行われるおそれが懸念される。

上記のとおり、「裁判所による第三者意見募集制度」は、まだその具体的な制度の内容が確定しておらず、立法化された場合にどのような事項について意見募集がなされることになるのか明確ではないが、特許制度の在り方に関する報告書案は、「意見を求めることができる範囲は、法律問題や経験則（一般的経験則）などに限定せず、事業実態などの意見も募集できるよう、裁判所が事案に応じて必要と認めた事項とすることが適当である。」としており（18頁）、意見募集の対象に法律問題が含まれる可能性がある。特許権侵害訴訟や実用新案権侵害訴訟においては、特許法、実用新案法だけでなく、民法、民事訴訟法、独占禁止法、刑法等の解釈、適用を含む幅広い法律知識や法的思考を不可欠とする論点も多々存在しており、そういった論点について意見募集がなされることも想定される。

したがって、弁理士法において弁理士の業務範囲が限定されているとしても、相談する側にとってはその業務範囲の境界は不明確であるため、そういった幅広い法律知識や法的思考を不可欠とする論点について弁理士が単独で相談を受けるとなり、事実上、知的財産に関する専門家としての弁理士に許されてもよい業務範囲を超えてしまうおそれが懸念される。

本報告書案が、「弁理士の業務として規定する範囲に関しては・・・紛争に関わる業務では弁護士の法的専門知識も要求されるため、上記相談業務において弁理士が取り扱うことが適切な業務範囲については十分に検討する必要があるとの意見がある」と指摘するとおり、立法化に際しては、上記の観点から、慎重な検討を行うことが求められる。この点、今回問題とされている立法が、「訴訟行為に関する事項について、例外的に弁理士に権能を付与する」という前提を取る以上、当該相談の範囲を、条文の文言上明確に、知的財産に関する専門家としての弁理士業務として従来許されてきた範囲と同等の範囲内に限定することが必須である¹。

¹ この点、今般の「裁判所による第三者意見募集制度」は、弁理士に単独代理が認められている審決取消訴訟（弁理士法6条）は対象とされておらず、一定の試験（特定侵害訴訟代理業務試験）に合格

しかし、本報告書案は、上記意見を指摘する等にとどまり、自ら具体的な限定文言案を示していない。このことも、本報告書について直ちに賛成できない理由の一つである。

5 結語

確かに、「裁判所による第三者意見募集制度」が立法化された場合、意見を提出しようとする企業等の第三者が意見の内容について検討を行う際に、弁理士への相談を通じて、知的財産に関する専門家としての弁理士の知識や知見を活用できるようにすることは有益である場合もあると思われる。

しかしながら、上述のとおり、弁護士法72条の趣旨に照らして慎重な検討が必要であるし、現時点では具体的な立法事実の存在が不明であるとともに、弁理士業務として従来許されてきた範囲を超えた相談業務が行われることが懸念される。

以上のとおり、「裁判所による第三者意見募集制度」について、弁理士が当該第三者からの意見の内容に関する相談を受けられるよう、当該相談業務を弁理士の業務として規定するためには、その具体的な必要性を踏まえた上で、弊害が生じないよう配慮した慎重な検討が必要である。

したがって、現時点においては、本報告書案の結論には賛成することはできない。

以上

した「付記弁理士」のみに弁護士との共同代理が認められている（弁理士法6条の2）特定侵害訴訟（弁理士法2条6項）のうち、特許権及び実用新案権に係る侵害訴訟が対象とされている。このこととの関係においても、可能とする相談業務の範囲と在り方については、十分な検討や議論が必要であると解される。